

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月18日

【会社名】 エヌビディアコーポレーション
(NVIDIA Corporation)

【代表者の役職氏名】 上級副社長、最高総務責任者兼秘書役
デビッド・M・シャノン
(David M. Shannon, Executive Vice President, Chief Administrative Officer and Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95050 カリフォルニア州 サンタクララ
サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2701
(2701 San Tomas Expressway, Santa Clara, California 95050, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山田 亨

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス
外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

【電話番号】 (03)3433-3939

【事務連絡者氏名】 弁護士 高橋 俊昭
弁護士 渡邊 悠人

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス
外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

【電話番号】 (03)3433-3939

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- 注記： 1. 本書中別段の定めがない限り本書において「当社」、「エヌビディア」及び「NVIDIA」は、エヌビディアコーポレーション、又はエヌビディアコーポレーション及びその子会社（エヌビディア合同会社を含む。）をいう。
2. 本書中別段の定めがない限り本書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、米国の通貨をいい、「円」は、日本の通貨をいう。
3. 本書において、便宜上、円で表示されている金額は、本書中別段の定めがない限り、2016年1月15日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買取相場の仲値1ドル = 118.16円の換算率で計算されている。

4. 本書において、円又は米ドルによる額が四捨五入されている場合には、表における合計額が当該合計額を算出する欄の額の合計額と一致しない場合がある。

1【提出理由】

当社が発行者である有価証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第41項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づく新株予約権証券の募集。なお、当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

本募集は、本プランに基づく、当社及びその子会社の本プランに参加する資格のある従業員（以下「適格従業員」という。）に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の当社取締役会の報酬委員会で採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。全面改訂された本プランは、2014年4月9日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって承認され、同年5月23日開催の当社株主総会で承認された。また、当社報酬委員会は、2012年8月6日の全員一致の電子書面による同意により、本プランに従い、2012年9月1日以降に開始される当社及び指定会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して当社普通株式（以下「本普通株式」という。）を購入する権利を付与することを承認した。

2015年7月26日現在の当社の資本の額は769,859米ドル（約90,966,539.44円）である（本報告書提出日現在の情報は入手できないので、直近で入手可能な2015年7月26日現在の数字を記載した。）。

2015年7月26日現在の発行済株式総数は以下のとおりである（本報告書提出日現在の情報は入手できないので、直近で入手可能な2015年7月26日現在の数字を記載した。）。

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所 又は 登録認可金融商品取引業協会名
記名・額面 (額面金額0.001米ドル)	普通株式	769,859,420株 (注1)	ナスダック・グローバル・ セレクト・マーケット
記名・額面 (額面金額0.001米ドル)	優先株式	0株	-
合計		769,859,420株	-

(注1) 発行済株式総数とは、自己株式231,505,602株及び発行済株式538,353,818株を含む、発行済みの普通株式総数を意味する。

発行数 合計8,601,158個(見込数)(注1)
 発行価格 0米ドル(0円)

発行価額の総額：

新株予約権の発行価額の総額	0米ドル(0円)
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した金額	総額198,200,784.37米ドル(約23,419,404,681.51円)(見込額)(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(額面0.001米ドル)
新株予約権の目的となる株式の内容	<p>当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式(額面0.001米ドル、授權発行総数2,000,000株)を一回以上のシリーズで、随時、発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。</p> <p>優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『取締役会は、ここに、デラウェア州の一般会社法に従って証書(「優先株式指示書」)を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。前文に従い、あるシリーズの株式数を減らした場合、かかる削減の対象となった株式は、当該シリーズの株式数を最初に決定した決議が採択された以前に、同株式が有していた資格を取り戻すものとする。』</p>
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で8,601,158株(見込数)(注3)
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	23.0435米ドル(約2722.82円)(2016年1月15日現在の当社株価に基づく見込み)(注4)
新株予約権の行使期間	2016年8月31日、2017年2月28日、2017年8月31日、2018年2月28日
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立を行っていること。

新株予約権の行使により株券を発行する場合の株券の発行価格のうちの資本組入額	1株当たり0.001米ドル(0.11816円)(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	遺言、相続及び遺産分配に関する法律、又は本プランに規定する参加者死亡の場合の受取人の指定による場合を除き、譲渡不可。
発行方法	当社及び当社子会社の適格従業員9,221名に付与される。
引受人の氏名又は名称	該当なし
募集を行う地域	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、チェコ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インド、イタリア、韓国、ロシア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米 国
提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期	払込金額の総額： 198,200,784.37米ドル(約23,419,404,681.51円) (注2) 発行諸費用の概算額： 0米ドル(0円) 差引手取概算額： 198,200,784.37米ドル(約23,419,404,681.51円) 手取金の用途：上記の差引手取概算額は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、未定である。
新規発行年月日	2016年3月1日
当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	該当なし
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本プランに基づく新株予約権は、募集期間(注6)について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、各購入期間(注7)において、自己の収入の整数%であって、かつ、10%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日(注8)において、本普通株式を購入できる権利である(注9)。

新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、本普通株式の募集日（注10）における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である（注11）。

したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は（募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して）増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない（適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである。）。

本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で67,932,333株である。ただし、資本調整（吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引（この語は財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーショントピック718（又はその後身）において用いられている。）を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション（以下「本購入権」という。）の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。）に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集（注12）及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。

本プランの目的は、当社並びにその親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。

なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。

当社には新株予約権を購入する権利はない。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項 (注13)に記載のとおり

- (注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。
- (注2) 拠出額が現在未定であるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)は、便宜上、適格従業員9,221名による最大拠出見込額とした。
- (注3) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(見込額)で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である198,200,784.37米ドル(23,419,404,681.51円)を23.0435米ドル(2016年1月15日の当社普通株式の終値27.11米ドルの85%)で除した見込数である。
- (注4) 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、現在未定であるので、2016年1月15日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値27.11米ドルの85%(23.0435米ドル)を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額は、各購入日(注8において定義する。)毎に、募集日(注10において定義する。)における当社普通株式の公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である。公正市場価額とは、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、決定日(注11において定義する。)におけるナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の最終売値をいう。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価額は、相場が存在する過去の最新の最終売値とする。
- (注5) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。
- (注6) 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2016年3月1日から2018年2月28日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。

- (注7) 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2016年3月1日から2016年8月31日まで、2016年9月1日から2017年2月28日まで、2017年3月1日から2017年8月31日まで、2017年9月1日から2018年2月28日までの4つの期間の予定である。
- (注8) 購入日は、2月28日（閏年においては、2月29日）及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2016年8月31日、2017年2月28日、2017年8月31日、2018年2月28日の予定である。
- (注9) 参加者の新株予約権は、各購入日（2016年8月31日、2017年2月28日、2017年8月31日、2018年2月28日）に自動的に行使される。新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式（当社が保有する本普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社又は当社の名義書換代理人の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。
- (注10) 募集日は、募集期間の初日である（ただし、当該日が本普通株式が上場されている取引所又は市場が取引のために開いている取引日にあたらぬ場合、翌取引日）。本募集においては、募集日は、2016年3月1日である。
- (注11) 新たな購入期間の最初の取引日（以下「決定日」という。）の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短い又は同じである場合、現在進行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。
- (注12) 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。
- (注13) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項
- (a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
- 本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。
- (b) 令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
- 該当事項なし。

- (c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての取得者（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下、同じ。）と提出会社との間の取決めの内容

本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価値（当該株式と関連する募集日現在で決定される。）を減じた額と同額の公正市場価値（関連する募集の募集日現在で決定される。）を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、3,000株を超えないものとする。

- (d) 提出会社の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし。

- (e) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし。

- (f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。